○公　告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和８年 11 月 16 日

愛媛県南予地方局長　大﨑　陳洋

１　入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県南予地方局八幡浜庁舎自動火災報知設備端末機器更新工事業務

(2) 業務名及び数量

愛媛県南予地方局八幡浜庁舎自動火災報知設備端末機器更新工事業務　一式

(3) 業務の内容等

設計書・仕様書による

(4) 業務期間

契約締結日から令和９年３月 25 日まで

(5) 業務の履行場所

愛媛県南予地方局八幡浜庁舎（八幡浜市北浜一丁目３番 37 号）

(6) 入札方法

入札金額は、愛媛県南予地方局八幡浜庁舎自動火災報知設備端末機器更新工事に係る一切の経費を含めた額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札に参加する者に必要な資格

入札参加者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 知事の審査を受け、令和８・９・10 年度の製造の請負に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。

(3) 入札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間内にない者であること。

(4) 愛媛県内に本店又は支店若しくは営業所を置く者であること。

(5) 過去２年間において、国又は地方公共団体等との間に規模が同程度の契約を２回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績を有していること。

３　入札日時及び場所等

(1) 入札日時及び場所

日時　令和８年 11 月 27 日（金）午前 11 時

場所　愛媛県南予地方局八幡浜支局４階研修室

(2) 入札書の提出方法

入札場所で直接提出する。

(3) 開札

即時開札

(4)問い合わせ先

愛媛県南予地方局八幡浜支局総務県民室総務県民グループ

〒796-0048　愛媛県八幡浜市北浜一丁目 3-37

電話番号　0894-22-4111（内線 205）

ＦＡＸ　　0894-24-6271

Ｅ-mail　yaw-soumu@pref.ehime.lg.jp

４　その他

(1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア　入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の 100 分の５以上の入札保証金を納付しなければならない。

また、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）（以下、規則という。）第 137 条の規定に該当する者については、入札保証金の納付を免除することがある。

イ　契約に際しては、契約金額の 10 分に１以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第 154 条の規定に該当する者については、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

ア　入札説明書の配布等

公告の最後に添付してあるファイルからのダウンロードによるほか、上記３（4）の場所で手渡しにより配布する。

※配布時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前８時 30 分から午後５時 15 分までとする。

イ　必要書類の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に記載の必要な書類を上記３（4）の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

提出期限:令和８年 11 月 24 日（火）午後５時 15 分

ウ　その他

愛媛県から当該書類の内容に関し、説明を求められた場合は、これに応じな

ければならない。

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者が提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

契約書の作成を要し、落札（見積採用）した日から 5 日以内に作成する。

(6) 落札者の決定方法

この入札は、愛媛県庁舎等維持管理等業務委託低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要領（平成 24 年 1 月 5 日制定）に基づく最低制限価格を設定しており、この価格を下回る価格で入札を行った者は落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定する。

落札となるべき同価格の入札をした者が複数ある場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

落札となるべき同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。